

令和6年度由布市障がい者優先調達推進方針

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進するために定める。

2 適用範囲

この調達方針は、由布市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本市における調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設とする。

（1）障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

（2）障がい者を多数雇用している企業等

【企業等】

- ア 「障害者の雇用の促進法に関する法律」に基づく特例子会社
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（※次のいずれの条件も満たす事業所）
 - ※障がい者の雇用者数が5人以上
 - ※障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ※雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

（3）在宅就業障がい者等

自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

（4）在宅就業支援団体

在宅障害就業者に対する支援の業務等を行う団体

4 調達の対象品目

重点的に調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
食品類、手芸品、生活雑貨、印刷、農産物
- (2) 役務
軽作業、草刈、清掃作業

5 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標
令和6年度に達成すべき優先調達の目標を次のとおりとする。

- (1) 物品
目標額：30万円
- (2) 役務
目標額：10万円

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から供給可能な物品等及び役務提供等についての情報を収集し、これらの情報を各部署に対して周知するとともに、優先調達を依頼する。
- (2) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理委託業務を含む）を締結している相手方等に対し、障害者就労施設からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 毎年度の調達方針を、ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績について、当該年度終了後遅滞なく実績を取りまとめ、ホームページ等により公表する。